



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第54号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	（漁港漁場整備課）	2
漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	2

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

知事に属する権限を地方機関の長に委任することに伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

◇漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

知事に属する権限を地方機関の長に委任することに伴う様式の整備

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

島根県漁港管理条例施行規則（昭和34年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

様式第 1 号から様式第 7 号までの規定中「島根県知事 様」を「 様」に改める。

様式第 8 号中「指 令 水 第 号」を削り、「島根県知事 様」を「 様」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県漁港管理条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和48年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 4 号から様式第10号までの規定中「島根県知事 様」を「 様」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。